

○福島大学不動産一時使用取扱要領

平成16年4月1日

改正 平成22年7月8日

平成23年2月28日

令和3年12月1日

福島大学の不動産を一時使用させる場合の取扱いは、国立大学法人福島大学不動産貸付事務取扱要領（平成16年4月1日制定。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この取扱要項の定めるところによる。

第一 この取扱要領において、不動産の一時使用とは、土地、建物の使用の内容等が定型的なものであって、且つ、使用許可期間が7日を超えない程度の短期間の使用を許可する場合をいう。

第二 一時使用を許可するにあたっては、要領第4条及び第7条にかかわらず、金谷川団地については事務局長、附属学校園については当該財産の管理を補助執行する部局長（以下「部局長」という。）限りで処理することができる。

第三 使用許可を受けようとする者は、所定の申請書を、使用予定日の10日前（体育施設の場合は15日前）までに、部局長に提出し、許可を受けなければならない。

第四 部局長は、前項の申請を適当と認めたときは、申請者に使用許可書を交付するものとする。

第五 使用許可をする場合の使用時間は、1時間を単位とする。

第六 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、「福島大学財産の使用料について」（学長裁定）に定めた使用料（光熱水料含む）を使用前に納入しなければならない。

2 所定の使用料を納入しないときは、使用許可を取り消すものとする。

3 既納の使用料は、いかなる事由があっても還付しない。

但し、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により使用できない場合にあってはこの限りでない。

第七 使用料は、本学の発行する請求書により納入するものとする。

第八 （削除）

第九 使用者が使用日時を変更しようとするときは、使用日の前日までに届け出て承認を受けなければならない。

第十 使用者は使用中に生じた一切の事故について、その責を負わなければならない。

第十一 部局長は、不動産等管理簿を整備し、一時使用の状況について、年度毎に学長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成２２年９月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年１２月１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。